

● **ご加入に際して**

- 共済掛金：加入コースごとに被共済者の職業・職種によって異なります。
- ご加入資格：広島県内で事業を実施されている方、または事業に従事されている方で加入日現在、健康で、かつ、正常に就業されている方に限ります。
- ご加入年齢：満15歳以上。
- ご加入制限：被共済者1人あたり一口とします。〔傷害共済就業中保障型と傷害共済24時間保障型の重複加入はできません。〕

- お引受方法：ご加入は事業所一括でお願いします。役員もご加入いただけます。
- ご加入コース：ご加入コースは事業所で選択できます。ただし、下記に掲げる職種に該当する被共済者については、ご加入コースに制限があります。

共済契約者	被共済者
法人事業所 	代表者／役員／従業員（パート・アルバイト）
個人事業主 	事業主（本人）／従業員（パート・アルバイト）

注)パート・アルバイトについては、任意でご加入いただけます。

B・Cコースのみのご加入	Cコースのみのご加入
◆金属製造加工業者	◆農林業作業者 ◆採鉱・採石作業者 ◆自動車運転者(助手を含みます。) ◆航空機関係従事者 ◆その他の運輸従事者のうち、運搬夫(運輸従事者)、駅仲士、沖仲士、船内仲士、倉庫人夫、鉄道・ケーブル(索道を含みます。)関係従事者(保線工夫、操車掛、連結手等主たる作業を軌道(引込線を含みます。)面上で行う者)、荷造人夫、浜沖士 ◆その他の機械組立・修理作業者 ◆木・竹・草・つる製品製造作業者 ◆建設作業者

- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者(事業主)または被共済者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係わらずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まります。共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は出資金300円(3口分)以上をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)
- 就業中の事故：就業中の事故とは、労働基準法ならびに会社の就業規則に定める業務作業時間内において労働者(被共済者)が労働契約に基づいて事業主の支配下かつ管理下において業務に従事している間の事故で、業務と災害に相当因果関係があるものをいいます。
- 通勤途上の事故：通勤途上の事故とは、労働者(被共済者)が就業に関し住居と就業場所を往復する間の事故で、通勤と災害との間に相当因果関係がある次のものをいいます。
 - イ. 往復行為が就業のため、または、終業したことにより行われるものをいいます。
 - ロ. 労働者が、就業に関し次の移動を合理的な経路および方法により往復することをいい、業務としての性質を有するものは除きます。
 - ① 住居と就業する場所との間の往復
 - ② 複数就業者の事業場間の移動
 - ③ 単身赴任者の赴任先住居・帰省先住居間の移動(転任に伴い通勤困難のため住居を移転した労働者であって、要介護状態の父母の介護等やむを得ない事情により転任前の住居の配偶者等と別居することになった者に限ります。)

■ 職種級別および職種コード表

級別	職種コード	職 種	Aコース	Bコース	Cコース	級別	職種コード	職 種	Aコース	Bコース	Cコース
A	01	技術者(技術・監督を含みます。)	○	○	○	A	64	計器・光学機械器具組立・修理作業者	○	○	○
A	02	教員	○	○	○	A	65	その他の機械組立・修理作業者	×	×	○
A	03	医療保健従事者	○	○	○	A	66	製糸・紡織作業者	○	○	○
A	04	芸術家、芸能家	○	○	○	A	67	裁断・縫製作業者	○	○	○
A	05	職業スポーツ家	○	○	○	B	68	木・竹・草・つる製品製造作業者	×	×	○
A	06	その他の専門的職業従事者	○	○	○	A	69	パルプ・紙・紙製品製造作業者	○	○	○
A	11	事務従事者	○	○	○	A	70	印刷・製本作業者	○	○	○
A	21	販売従事者	○	○	○	A	71	ゴム・プラスチック製品製造作業者	○	○	○
B	31	農林業作業者	×	×	○	A	72	革・革製品製造作業者	○	○	○
B	36	漁業作業者	○	○	○	A	73	窯業、土石製品製造作業者	○	○	○
B	41	採鉱・採石作業者	×	×	○	A	74	飲食品製造作業者	○	○	○
B	51	自動車運転者(助手を含みます。)	×	×	○	A	75	化学製品製造作業者	○	○	○
A	52	船舶関係従事者	○	○	○	B	76	建設作業者	×	×	○
A	53	航空機関係従事者	×	×	○	A	77	定置機関・機械および建設機械運転作業者	○	○	○
A	54	その他の運輸従事者 (注1)	○	○	○	A	78	電気作業者	○	○	○
A	55	通信従事者	○	○	○	A	79	その他の技能工、生産工程作業者	○	○	○
A	61	金属製造加工作業者	×	○	○	A	81	保安職業従事者	○	○	○
A	62	電気機械器具組立・修理作業者	○	○	○	A	86	サービス業従事者	○	○	○
A	63	輸送機械組立・修理作業者	○	○	○						

(注1) その他の運輸従事者については、一部加入コースに制限があります。

傷害共済

広島で元気に働く皆さまの万一は
全部おまかせください！

就業中保障型

企業にとって最低限必要な通勤・就業中の保障で、
事業主や従業員の皆さまをお守りします。
安心して働くための、頼れる共済制度です。

就業中に特化した保障だから
割安な掛金を実現しました。

事業所一括でご加入ください！



広島県共済の共済制度にご加入いただくと
福利厚生サービスの特典があります！



エルフルカード

レクリエーション・宿泊・飲食施設などが優待割引でご利用いただけるカードです。



健康もしもし24

電話1本で健康相談ができます。不安に思うことや質問など、医療アドバイザーにご相談ください。(24時間年中無休)



情報誌

地域の魅力をご紹介した『あんしん』、エルフルカードのお得情報満載『エルフル』をお届けします。(年4回発行)

広島県共済の組合員コミュニティ エルフル

エルフルカードの提携施設が簡単に検索できます！
その他イベント情報も盛りだくさん！



詳しくはエルフルHPIにて
<http://eruful.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室

- ご契約者名・住所等の変更
- 福利厚生サービスについて
- 被共済者等の内容の変更
- 共済金の請求

お気軽にこちらまでお問い合わせください。

フリーダイヤル **0120-708030**



■お申し込み・お問い合わせは

竹原商工会議所

〒725-0026 竹原市中央5丁目6-28
TEL:0846-22-2424
FAX:0846-22-2038

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を

広島県共済

(広島県認可)
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
<http://www.kyosai.or.jp>

広島県共済組合員相談室  **0120-708030**

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

傷害

- 注)個人事業主が従業員と一緒に加入した場合、個人事業主本人の掛金は必要経費処理できません。

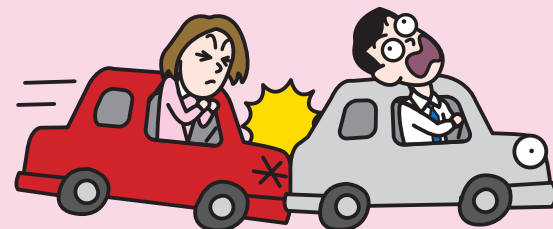


共済金はこんな時にお支払いします

通勤途中に
車にはねられた



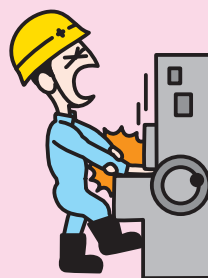
営業で社有車を運転中に
事故にあいケガをした



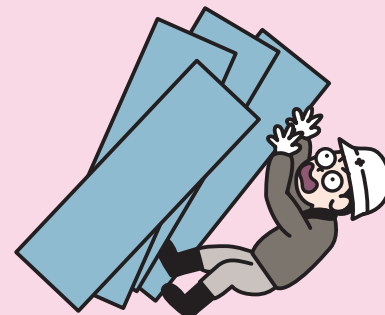
事務所の階段で
転んでケガをした



作業中に機械に 手をはさみケガをした



資材が倒れ
ケガをした



事業主・従業員の皆さまの安心をしっかりお守りします。

●ご加入年齢：満15歳以上

事業所一括でご加入ください！

保 障 内 容		Aコース	Bコース	Cコース
死 亡	共済期間内に、就業中(通勤途上も含みます。)の交通傷害または傷害により、事故の日から180日以内に死亡したとき。	500万円	300万円	200万円
入 院	共済期間内に、就業中(通勤途上も含みます。)の交通傷害または傷害により、事故の日から60日以内に入院したとき。ただし、給付期間は同一事故について入院日数120日を限度とします。	1日 8,000円 (1日～120日)	1日 6,000円 (1日～120日)	1日 4,000円 (1日～120日)
通 院	共済期間内に、就業中(通勤途上も含みます。)の交通傷害または傷害により、事故の日から60日以内に通院したとき。ただし、給付期間は同一事故について通院日数60日を限度とします。	1日 4,000円 (1日～60日)	1日 3,000円 (1日～60日)	1日 2,000円 (1日～60日)

共濟掛金

被共済者 1 名あたり月々

職 種 級 別	Aコース	Bコース	Cコース
A級： 危険の少ない職業に従事されている方	640円	460円	310円
B級： 危険の大きい職業に従事されている方	1,280円	920円	620円

注)職種級別は当組合の定めによります。 注)一契約あたりの加入掛金は1,000円以上とします。

ご注意ください

ご加入コースは、被共済者ごとに事業所で選択いただけます。
ただし、下記に掲げる職種に該当する被共済者については、ご加入コースに制限があります。

B・Cコース
のみのご加入

◆金属製造加工作業者

Cコース
のみのご加入

◆農林業作業者 ◆採鉱・採石作業者 ◆自動車運転者(助手を含みます。) ◆航空機関係従事者 ◆その他の運輸従事者のうち、運搬夫(運輸従事者)、駅仲士、沖仲士、船内仲士、倉庫人夫、鉄道・ケーブル(索道を含みます。)関係従事者(保線工夫、操車掛、連結手等主たる作業を軌道(引込線を含みます。)面上で行う者)、荷役人夫、浜沖士 ◆その他の機械組立・修理作業者 ◆木・竹・草・つる製品製造作業者 ◆建設作業者

被共済者の職種につきましては、加入申込書をご確認いただくか、広島県共済組合員相談室までお問い合わせください。

広島県共済組合員相談室 フリーダイヤル  0120-708030

! こんなことありませんか !



そういえば、先月〇〇さんが退職して
△△さんが入社した。
うっかりしていて“傷害共済”の
変更手続きを忘れていた！
何かあったら大変だ！

そんな
時は



ご契約内容確認サービスをご活用ください！

年1回、従業員の変更や、共済金の請求等について、ご契約内容の確認を実施いたします。

ムダなく安心してご利用いただけます。